

厚木市見本市等出展事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、製品の受発注機会の開拓を目指す市内の中小企業者が、見本市等に出展するために要する経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては、市内に1年以上住所を有すること。
- (2) 市税（延滞金等を含む。）を完納していること。

(対象事業)

第4条 補助の対象となる見本市等は、当該年度に開催された見本市等で、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援をする見本市等であること。
 - (2) 100以上の出展者がある見本市等であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市が主催又は共催をする見本市等、販売が主目的となる即売会、物産展及び特定団体の内部的な見本市等については、補助金の交付対象としない。
- 3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。
- (1) 出展料（小間料）
 - (2) 会場設営費
 - (3) 運搬費
 - (4) 資料作成費
- 4 前項の規定にかかわらず、補助対象経費について国、県等から補助を受ける場合は、その額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国内で開催される見本市等の場合は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、20万円を上限とする。
- (2) 国外で開催される見本市等の場合は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、30万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、厚木市見本市等出展事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 見本市等の開催要項、パンフレット等
- (3) 会社の経歴が分かる書類
- (4) 事業報告書（第2号様式）
- (5) 収支決算書（第3号様式）
- (6) 補助対象経費の領収書等
- (7) 役員等氏名一覧表（第4号様式）

2 同一補助対象者による補助金の交付申請は、同一年度内に2回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、厚木市見本市等出展助成補助金交付決定通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付しないことを決定したときは、厚木市見本市等出展助成補助金不交付決定通知書（第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの請求に基づき、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を

取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

第1号様式 (第6条関係)

厚木市見本市等出展事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所又は所在地
事業所名
氏名又は代表者名

次のとおり申請します。

1 出展見本市等	名 称	
	会 場	
2 出 展 物 品		
3 補助金申請額	円	
4 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 市税納税証明書 <input type="checkbox"/> 見本市等の開催要項等 <input type="checkbox"/> 会社の経歴が分かる書類 <input type="checkbox"/> 事業報告書 (第2号様式) <input type="checkbox"/> 収支決算書 (第3号様式) <input type="checkbox"/> 補助対象経費の領収書等 <input type="checkbox"/> 役員等氏名一覧表 (第4号様式)	

※市税納税証明書については、同意をいただければ産業振興課で取得をいたします。

厚木市見本市等出展事業補助金交付申請のため、厚木市産業振興課が直近の市税納税証明書を取得することに 同意します。 同意しません。

(宛先) 厚木市長

年 月 日

住所又は所在地
事業所名
氏名又は代表者名

第2号様式（第6条関係）

事業報告書

見本市等の 主催者	機関名		
	所在地		
	電 話		
開 催 日	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		
出 展 者 数			
来 場 者 数			
主催・共催・後援 の国又は地方公共 団体名	（主催・共催・後援）		
契 約 引き合い		来場者	ブース出展者
	契約件数	件	件
	引き合い件数	件	件
ブース立寄り人数	延べ 人		
経 費	(1) 出展料（小間料）	円	
	(2) 会場設営費	円	
	(3) 運 搬 費	円	
	(4) 資料作成費	円	
	合 計	円	
出展の効果			

第3号様式 (第6条関係)

収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
自 己 資 金		
国、県等の補助金		
補 助 金		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
出展料 (小間料)		
会 場 設 営 費		
運 搬 費		
資 料 作 成 費		
合 計		

第4号様式 (第6条関係)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所
代表者			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	
			大正 昭和 . . 平成	男・女	

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

事業所名

氏名又は代表者名

第5号様式（第7条関係）

<p>厚木市見本市等出展事業補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所又は所在地 事業所名 氏名又は代表者名</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">厚木市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった厚木市見本市等出展事業補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。</p>	
<p>1 見本市等の 名称</p>	
<p>2 補助金額</p>	<p>円</p>
<p>3 補助条件</p>	<p>(1) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。 (2) 不正な方法等により補助金の交付を受け、又は暴力団等に該当すると判明した場合には、補助金交付の決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p>

第6号様式 (第7条関係)

厚木市見本市等出展事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

住所又は所在地
事業所名
氏名又は代表者名

様

厚木市長



年 月 日付で申請のあった厚木市見本市等出展事業補助金の交付
については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由